

## 委員会の調査と検証

委員会は、「ニセ被害者」を取材したディレクター2人を含む11人を対象に約12時間にわたる聞き取りを行い、また2013年9月4日に委員会あてに提出された日本テレビの報告書も参考にして、取材から放送に至るまでの事実関係と、問題発覚後の対応を検証した。

### 1 取材から放送までの経緯

#### (1) 本件放送1の経緯

2012年2月初旬、チーフディレクターから出会い系サイト被害のリサーチを指示されたXディレクターは、まず、国民生活センターで被害の実態をインタビュー取材した。さらに、出会い系詐欺専門の弁護士をインターネットで検索し、最も上位にあったD法律事務所に電話したところ、担当のA弁護士に取りつがれた。Xディレクターは、A弁護士に、扱っている事例の取材や被害者か加害者の紹介を依頼した。

2月20日、XディレクターはD法律事務所でA弁護士を取材し、被害の実態をうかがわせるメールの大量のコピーを見せてもらった。そして、本件放送1で使用したA弁護士のインタビューを行った。Xディレクターは、若い弁護士だがインターネット詐欺についての経験が豊富で、犯罪防止に頑張っている正義感にあふれた人物との印象を持った。

インタビュー取材のあと、Xディレクターは、A弁護士から出会い系サイトを運営していたという「元加害者」の男性2人を紹介され、出会い系サイトの手口などを取材した。運営していたサイトのデータなど具体的な証拠の提示を求めたが、サイトは削除して証拠資料は何も残っていないとのことだった。

2月23日、Xディレクターは「元加害者」の男性2人のうちのひとりに日本テレビでインタビュー取材をした。その際、「元加害者」から、顔なし映像と音声加工を求められ承諾した。

同日、A弁護士から紹介できる被害者が見つかったとの電話が入った。のちに分かったことだが、A弁護士は、取材を受けた「元加害者」から、匿名取材なので、被害者ではない人物でも身元は分からないと教えられ、「ニセ被害者」の紹介を決めたという。

翌日、Xディレクターは、D法律事務所でA弁護士から出会い系サイトの被害者として、マスクをかけた若い女性Bを紹介された。Xディレクターは、「被害者」の女性Bから氏名、年齢、最寄り駅、職業などを聞いたが、それ以上の身元確認はせず、また運転免許証などの身元確認書類の提示も求めなかった。彼女から、顔を出

さず声も変えてほしいと言われたときには、被害者が顔出しで出演に応じることはないだろうと考えていたこともあって、その要望を承諾した。被害にあった状況についての女性Bの話は具体性に富み、またその話しぶりはスムーズで、何ら疑念を生じさせなかった。A弁護士は、女性Bのインタビューに立ち会っていた。

Xディレクターは、詐欺にあった証拠となるメールなどの提示を求めたが、サイトが削除されたため残っていないと説明され納得した。国民生活センターなどで取材した被害でも同様の事例が数多くあったからだった。クレジットカードの明細や銀行振込記録など、被害事実の存在にかかわる課金関係の情報については、尋ねることすらしなかった。

2月27日、コンプライアンス担当プロデューサーを中心にスタッフが集まり、取材相手の信憑性や取材の問題点などについて検討した。その結果、「元加害者」へのインタビューは客観的な証拠がないなどの理由で使用しないことが決まった。一方、「被害者」の女性Bのインタビューは、弁護士の紹介であること、話が詳しく具体的であること、および無償で取材を受けていることなどから問題はないとして、翌々日に放送することを決定した。

2月29日、最終的なチェックの後、本件放送1は放送された。

## (2) 本件放送2の経緯

本件放送1の放送から約3か月後の2012年5月中旬、「サクラサイト110番」に関する新聞記事が出たことをきっかけにして、今度はサクラサイトというタイプのインターネット詐欺を取り上げることになった。

チーフディレクターからリサーチを指示されたYディレクターは、国民生活センターに電話取材し、サクラサイト被害の相談件数が増加していることなどを確認した。その際、被害者の紹介を依頼したが断られた。その後、サクラサイト110番で被害者支援を行っているK弁護士に面会して取材し、被害の手口などを確認して、実際に使用されたメールの写真を見せてもらった。支払いをした銀行の通帳などの証拠も見せてほしいと頼んだが、K弁護士からは、裁判の準備のため出しにくいと断られ、被害者の紹介もすぐには難しいと言われた。

そこで、Yディレクターは、他のルートで被害者を探したほうがよいと考え、本件放送1のXディレクターに相談をし、A弁護士のことを教えられた。YディレクターはA弁護士に電話をし、サクラサイト被害者の紹介を頼んだ。A弁護士の返事は当初あいまいだったが、結局、被害者の紹介をしてもらうことになり、5月29日にD法律事務所で取材することが決まった。

その29日、YディレクターはD法律事務所で、A弁護士から自分が担当しているサクラサイト詐欺の被害者として、マスクをかけた男性Cを紹介された。A弁護

士が取材に立ち会うなか、インタビューが始まった。Yディレクターは、関東に住む40代の会社員ということは聞いたものの、A弁護士を通じて連絡は可能と考え、それ以上の個人情報を探ねなかった。男性Cは、顔なしの撮影と音声の加工を求めた。Yディレクターは当初、モザイクをかけることを提案したが、断られたため、被害者に協力してもらっているという遠慮も手伝って、最終的にはこの条件を受け入れた。

男性Cが話す被害内容はきわめて具体的だった。Yディレクターは、彼の話がぶれることなく一貫していたうえ、ときどき間を取りながら考え込む様子などから、話の内容は信用できると感じた。

取材のあと、Yディレクターは詐欺被害の裏付けの提示を求めたが、サイトの閉鎖によりメールは見せられないと言われた。クレジットカードの明細については、立ち会っていたA弁護士から裁判準備中のため見せられないとの説明があった。Yディレクターは、サクラサイト110番のK弁護士の取材の際にメールが残らない被害例があると聞いていたうえ、裁判の準備を理由に課金関係の証拠を見せてもらえなかったこともあって、A弁護士が証拠の提示を断ったことについて特に疑念を抱かなかった。

続いて、A弁護士に「なぜだまされてしまうのか」など、本件放送2に使用したインタビュー取材をし、非常に具体的な説明を受けた。取材を通じて、Yディレクターは、A弁護士が詐欺被害の実態を広く社会に知らせようと努力していると感じた。

放送予定日前日の5月31日、コンプライアンス担当プロデューサーは、「被害者」の男性Cについて、身元や被害の裏付けは十分ではないものの、弁護士の紹介であり、話は具体的で謝礼も受け取っていないことから、問題ないと判断した。

6月1日、直前のチェックを経て、本件放送2は放送された。

### (3) 放送前の局内チェック

本件放送1と2の放送前のチェックをしたチーフディレクター、曜日担当プロデューサー、コンプライアンス担当プロデューサーらには、専門家だからといって無条件に信用してはいけないという一般的な認識はあった。しかし、弁護士が意図的に被害者ではない人物を「被害者」だとして紹介する可能性を想定できるような知識、経験はなかったようである。インターネット詐欺被害の相談業務を弁護士のビジネスとして成立させるためには、効果的な宣伝で多数の被害者を集めることが必要であるという、弁護士業務の新しい変化については全員が知らなかった。

むしろ弁護士は社会正義の実現のために尽力する職業であると理解していたので、X、Y両ディレクターの話聞いて、A弁護士は、弁護士の職業理念に忠実に、放

送を通じてインターネット詐欺について社会に警鐘を鳴らしたいという動機から協力していると思っていた。インターネット詐欺という新しい分野に熱意を持って取り組んでいるのだろうとも受け取っていた。A弁護士が被害者の紹介について謝礼を要求せず、また女性Bや男性Cの取材が無償で行われたことも、その信用性を高めた。

## 2 問題発覚後の対応とその評価

日本テレビは、問題発覚後すぐに内部調査を開始し、A弁護士の紹介した「被害者」の女性Bと男性Cが本当は「ニセ被害者」だったとA弁護士が認めた直後に『スッキリ！！』のなかで、3分20秒にわたりお詫び放送を行った。

この種の放送は、しばしば視聴者にとって何が謝罪の核心なのか分かりにくい、通り一遍の「お詫び」になりがちなことが多い。しかし、このお詫び放送は、「被害者」として出演した女性Bと男性Cが、「ニセ被害者」でありA弁護士が依頼した知り合いであったこと、十分な裏付けを取らずに放送をしたことを明らかにして、率直かつ詳細に「お詫び」をした。ミスの内容を具体的に明示したうえでの訂正と謝罪であり、形式的謝罪ですませなかった姿勢は評価できる。

また、お詫び放送をした当日に、番組のホームページにも同じ内容を掲載して、事実と異なる放送をしたことを視聴者に謝罪した。

日本テレビは、その後、弁護士を無条件に信じてチェックが甘くなったことがこの問題を引き起こした核心であると結論づけ、直ちに、担当の情報カルチャー局全社員の会議での情報の共有、『スッキリ！！』の全スタッフを対象とした本件事案に関するアンケート、緊急コンプライアンス研修の実施等の取り組みを行っている。さらに、継続的な取り組みとして、報道局との連携を強化するため「特報班」を設置したり、コンプライアンス研修の充実も図ったりしている。

また、取材に関して情報カルチャー局は、次のような再発防止策をまとめた。

- 取材ルールを改定し、取材をする医師や弁護士らから、患者や被害者等の紹介を受けることを原則として禁止する
- 取材チェックシートの活用をはかる
- 被害者であっても原則として出演承諾書をとる

以上は、過去の類似事案を踏まえた熱意のある取り組みになっている。これらの再発防止策が類似事案の連鎖を断ち切る保証はないかもしれないが、日本テレビが類似事案を起こさないための努力を継続していることは評価すべきであろう。